



平成18年6月19日

各 位

会社名 株式会社東京機械製作所
代表者名 代表取締役社長 芝 則之
(コード番号：6335 東証・大証第1部)
問合せ先 取締役海外営業本部長 森本 忠
取締役経理部長 大森 健司
(TEL 03-3451-8141)

米国1916年反ダンピング法訴訟の賠償金支払いについて

当社及び当社の米国現地法人 TKS(U.S.A.),Inc. (以下、当社側)は、平成12年3月米国の輪転機メーカー、米国ゴス社により1916年反ダンピング法に基づく損害賠償を米アイオワ州北区地方裁判所に提訴され、平成15年12月同地裁より陪審判決として総額31.5百万ドル及び関連弁護士費用相当額の賠償命令を受けました。当社はこれを不服として控訴いたしました。平成18年4月14日控訴裁判所が当社側の申し立てを棄却いたしました。さらに当社はこれを不服として平成18年4月25日米国最高裁判所へ上告いたしてはありますが、平成18年6月5日不受理の決定が下されました。

1916年反ダンピング法については、世界貿易機構(WTO)反ダンピング協定に基づく米国の国際的義務違反が確定しており、同法は2004年に米国議会でも廃止されました。また、この賠償命令額の約85%は当社が受注していない契約に基づくものであること、また正当な法解釈に基づいていないと強く確信しておりましたことから、上告にまで至った次第でございます。

残念ながら、今般上記米国最高裁判所の不受理の決定により第一審の陪審判決が確定したことを受け、総額31.5百万ドル及び関連弁護士費用相当額5.6百万ドル(合計総額37.1百万ドル)の米国ゴス社に対する賠償金の支払いが確定いたしました。この結果は当社といたしましては、到底承服いたしかねるものでございますので、今後、日本の「損害回復法」に基づいて米国での損害を回復いたすべく万全の措置を取って行く所存でございます。

なお、今期の業績予想につきましては、上記「損害回復法」での結果が早期に出ない場合には、本件賠償金の損失を固定資産の売却利益等で補うことにより、平成18年5月19日発表の予想数値を確保いたしたいと考えております。

以 上